

フィリピン ビガン市でのフィールドノート

——植民都市建設と1573年植民令¹⁾——

応地利明*

I. はじめに

2001年1月インドからの帰途、フィリピンに行った。目的は、植民都市の共同研究をしている布野修司さん(アジア都市建築論)から見るように勧められていた、ルソン島北西部南イロコス州の州都ビガン(Vigan)を訪れることだった。私にとっては、ビガンはアジア・アフリカで訪れる初めての旧スペイン領植民都市である。スペイン本国やラテンアメリカで歩き見てきたイベリア系諸都市の記憶とも比較したいと思っていた。

マガリャンイス(マゼラン)は1521年3月17日に太平洋西端域に達し、サマル島と周辺諸島を「発見」する。その日がサン・ラサロの日であったことから、それらを「サン・ラッツァーロ群島(San Lazarus Archipelago)」と命名した²⁾。29年のサラゴサ条約によって、同群島はスペインの勢力圏として確定する。43年にここを探検していたビリャロボスは、時の王子フェリーペにちなんで群島一帯をフィリピナス(Filipinas)と改名した。王子は1556年にフェリーペII世として即位し、フィリピナスへの航海は、スペイン本国から

よりも、メキシコにあたるヌエバ・エスパーニャ(Nueva España 新スペイン)から行なう方が時間・費用ともに節約できるとの意見を採用して、3年後の59年にヌエバ・エスパーニャ副王に命じて同群島の植民地化に着手する³⁾。

ヌエバ・エスパーニャの主導のもとでフィリピナスの植民地経営が進められたこと、この事実がフィリピンの植民都市を考えるにあたって重要なポイントをなす。現場に立ってビガンの都市建設・都市形態・建築景観を観察し、それらを〈フィリピン—ヌエバ・エスパーニャ—スペイン〉の関係、とりわけ1573年植民令と関連づけて考えること、そこに訪問の目的を置くことにした。さらには世界の諸都市の現場で考えてきたことのなかに観察を位置づけて、スペイン植民都市の特質についても考えを巡らせることもしたい。

ビガン旧市部はフィリピンを代表する歴史景観都市として、1999年にユネスコ世界遺産に登録された。その公式申請書は「18(ママ)世紀初頭のインディアス法(Leyes de las Indias)に準拠したスペイン的都市計画を明示するフィリピン唯一の現存例」、「イロコス・フィリピン・中国・スペイン諸要素を融合させた統一的な建築景観」⁴⁾を強調する。

* 立命館大学文学部

II. ビガンへの2つの視座—SituationとSite

ビガンは、1565年のセブ (Cebu)、69年のパナイ (Panay)、71年のマニラ (Manila) につづく第4の植民都市として1574年に建設された。これらの初期植民都市の建設年次と建設位置を通覧すると、つぎの2点が読みとれる。

①スペインのフィリピン実効支配が中部諸島から始まって、ルソン島南部さらには同島北部へと北上する形で展開していったこと。

②これらの諸都市はいずれも太平洋に面する東海岸ではなく、西海岸のスルー海・南シナ海の沿岸部に建設されていること。

①については、中部諸島への注目は、すでにマガリャンイスに始まっている。この地方で物資補給のための最大・最良の港があるとの情報を得て、彼はセブ島を訪れる⁵⁾。それ以来、スペイン人が最も密な交渉をもった相手は、セブ島を中心とする中部諸島に居住するビサヤ (Visaya) 人であった。リードは、スペイン人到来時には同島はこの一帯の交易中心で、中国・モスラム・東南アジアの商人たちが定期的に来航し、いまのセブ市の海岸一帯には約2,000人の先住民が生活していたと推定する⁶⁾。その住民について、モルガは1609年に「これらの島々の原住民は、…ルソンやその近隣の島々の住民たちよりも素質や性質がよく、態度が高潔である」⁷⁾、また「セブ島には主要集落のそばに、あらゆる種類の帆船が入れるすばらしい港がある。…食糧が豊富で金鉱や砂金採取場もあり」⁸⁾とスペイン人からみた住民の気質と良港・金鉱の存在といった条件を高く評価している。それらが、セブ島に最初の植民都市を建設させた理由で

あろう。以後、スペイン支配の浸透・安定とともに、最大の島嶼である北のルソン島が植民地化の中心舞台となっていった。南方のミンダナオ島方面へと向かわなかったのは、そこにはすでにイスラーム文明を受容した強力な対抗勢力が存在していたからであろう。

②は、東の太平洋岸を襲う夏の台風を避けて、より静穏な西海岸にスペイン人が港市根拠地を建設していったことを示している。

ビガンの地を選地して、ここに都市を建設したのは初代総督レガスピ (Legaspi) の孫にあたるファン・デ・サルセド (Juan de Salcedo) であった。彼の名は、今もビガンの中心広場名 (Plaza Salcedo) として伝えられている。彼が最初にここを訪れたのは1572年で、その目的はルソン島北端を起点とするヌエバ・エスパーニャへの新たな短捷航海ルートを探査するためであった。74年には、イロコス地方のエンコメンデーロ (Encomendero、国王より先住民への貢納賦課権と改宗義務を信託された者) として再訪し、ビガンの建設に着手した⁹⁾。ビガンは、建設当初は国王フェリーペII世の王子フェルナンデス (後のフェリーペIII世) にちなんで、ヴィリヤ・フェルナンディナ (Villa Fernandina) とよばれた。箭内によれば、ビリャとは「特定の自治権をもった市 (Ciudad) に次ぐ町邑」を意味する用語だといふ¹⁰⁾。

サルセドが第4都市をここに選地した理由を説明する史資料は残されていない。モルガは、ビガンの建設について「ルソン島においては、イロコス州を征服し、同州のビガンという村落兼港にエスパーニャ人の居留地を建設し」¹¹⁾と述べている。この一文から、セルサドが第4都市を建設する以前に、すでに

ここには「港をもつ村落」があったことが分かる。港の存在が、彼にここを選地させた理由であろう。彼の目的が、前述したように航海ルートの探査であったからである。「港」をキーワードとして、Situation と Site の両視座から、彼のビガン選地を考えることにしたい。

1. Situation 視座からビガンをみる

Situation とは、「ネットワーク」や「相互関連」などの言葉に言いかえうる概念である。つまり特定の場所が他の場所群ととりむすぶ関係性のなかで、その場所のもつ意味を探ろうとする視座をいう。広松渉のいうコトの世界が、これに対応する。前述したフィリピンにおける初期建設都市の立地展開は、Situation 視座からみたものであった。そこでこの言説に即してビガンをみると、その位置は、フィリピン諸島の〈非台風圏の西海岸+ルソン島の最北部〉ということになる。

Situation 視座からみた場合、この2つの立地展開のうち、ビガンにとってより重要なのは後者の〈ルソン島の最北部〉である。サルセドは、人頭税の徴収も兼ねてここにやって来た。しかしその眼中には、ルソン島の北西・北・東に広がる大海原があったであろう。そこは、東アジア海域世界と太平洋との接点であった。まず北西方は中国である。この時期には、中国側からはコワントン（広東）・チャンチョウ（漳州）・フーチョウ（福州）などからの来航船が多くここを訪れていた¹²⁾。北方は台湾である。この時期の台湾は東アジア海域世界の一大交易中継地であった。17世紀になると、オランダまたスペインも台湾での根拠地確保を目指して動く。さらに台湾の北方には、日本があった。中国・台湾・日本からの武装来航者——そのなかにはいわゆる

「倭寇」が含まれる——がフィリピンでの根拠地としたのは、ルソン島最大の河川であるカガヤン（Cagayan）川の河口部であった。さらにルソン島北端部の沖合は、ヌエバ・エスパーニャに向かう太平洋横断のガレオン船が航路を北東方向に転じて、黒潮をとらえる転換点にも当たっていた。

カガヤン川河口部をめぐる戦略的 Situation は、1572年にここを訪れたサルセドも直ちに了知したのであろう。その直前の67年には明帝国は海禁を解除し、中国人の海外渡航を自由化していた。しかし中国人や日本人を中心とする武装勢力にくわえて、スペイン人からみて「他の（地方の）原住民より…一層勇敢で好戦的な」¹³⁾ 先住民の存在は、そこでのスペイン植民都市の建設を不可能にした。「村落兼港」であったビガンの選地と都市建設は、カガヤン川河口部の代替港市の確保という意味をもっていたと考えられる。

最終的に1582年に中国・日本連合軍との戦いに勝利して、スペインはカガヤン川河口部の「港を占領し、そこに砦を作って守りを堅めていた日本人の海賊をその地から追い出す」¹⁴⁾ ことに成功する。その跡地にヌエバ・セゴビア（Nueva Segovilla）市が建設される。ビガンの建設後8年のことであった。1595年にはルソン島北部の司教座は、ビガンではなくヌエバ・セゴビア市に置かれる¹⁵⁾。

モルガは、16世紀末年ころの主要都市のスペイン人居住者数を記録している。マニラについては人口ではなく、城内と城外をあわせてスペイン人の住居が1,200軒という数字をあげるが、他の都市については、つぎのような人口を掲げている。ヌエバ・セゴビア市：200、カセレス市：100、セブ市：約200、ア

レバロ町:80、そしてビガンについては「フェルナンディナ町の居留地にはエスパーニャ人が極めて少ない」¹⁶⁾と述べる。

彼の記述から新しく建設されたヌエバ・セゴビア市が、建設後10年余の間に最初の建設都市セブ市とならぶスペイン人居住都市に成長していることが分かる。ルソン島北端の海上交通の要衝であるヌエバ・セゴビア市の急速な成長は、カガヤン川河口部の奪取が困難なために、それへの代替港市として建設されたビガンの都市形成を阻害したであろう。それが、ビガンのスペイン人口が「極めて少ない」というモルガの記載から読みとれる。おそらくビガンには、少数のスペイン人聖職者しか居住していなかったであろう。ビガンは、ほぼ建設と同時に休眠状態に入るのである。

しかし17世紀になると、ヌエバ・セゴビア市をとりまく Situation は変化しはじめる。東アジア海域世界の交易中継センターとしての台湾の成長、新たに成立した清帝国の海禁強化(1656年)などである。これらによってヌエバ・セゴビア市の経済活動も停滞期に入る。1658年には司教座はヌエバ・セゴビア市からビガン町に移される。それにともなってビガンは司教座教会都市となり、町から市に昇格する。しかしそれは、ビガンの新たな都市成長とは直結しなかった。

成長の契機を提供したのは、1782年からボスコ(Basco)総督によってフィリピン財政再建のために推進された、タバコの強制裁培および専売制度の導入であった。同制度の施行によって、イロコスをつくむルソン島北部一帯がタバコの強制裁培地帯となった。それ以前の南・北イロコス州は、フィリピンのなか

で農業・工業(綿業)のもっとも発展した地帯の1つであった。しかし同制度によるタバコ単一耕作の強制は、イロコス地方の多角的村落経済を解体させ、農村を窮乏化させていった。南イロコス州でも、1850年を境にして人口は減少に転じる¹⁷⁾。これらの結果、タバコの生産から流通・加工・販売に至るまでの政府独占への批判が高まり、タバコ専売制は1880年に撤廃される。

ビガンは、1750年まではルソン島における代表的な中国人集住地の1つであった。同年に、彼らの居住がマニラ周辺に限られることになり、ビガンからも退去を命じられる。中国人の地方在住が再び認められたのは100年後の1850年で¹⁸⁾、その頃から中国系メスティーソ(中国人男性と先住民女性との混血集団)がビガンにも回帰してきた。

彼らがタバコに関心をもち、疲弊農民への前貸し制で生産過程に参入し、土地集積を開始するのは1870年ころからである¹⁹⁾。80年の専売制度廃止後、ビガンを拠点に、彼らはタバコの生産・集散・輸送を掌握する。現在残るビガン旧市の市街地景観は、この時期から富裕中国系メスティーソによって建設されるのである。

2. Site 視座からビガンを見る

Site 視座とは、その場所に累積する局地的な諸条件から特定場所のもつ意味を考えようとする立場である。広松渉のいうモノ的世界にあたる。Site 視座からの議論に入るためには、スペインの植民活動の担い手と特質について簡単に言及する必要がある。

スペインの海外植民活動は、スペイン王国領とカトリック世界の同時的拡大を目指して進められた。しかしこの2つの領域拡大の関

係と正統性をめぐっては、海外進出の当初から論争があった。フィリピンでも、その論争はひきつがれた。1582～86年の第1回マニラ宗教会議では、スペインの植民地統治が許容され正統性を獲得するのは、カトリックの布教活動とカトリック世界の拡大のために必要な限りにおいてであるとの見解が採択される。それが、フィリピン統治の原理となっていく²⁰⁾。スペイン王権による領域支配の正統性を担保する役割を担ったのが、カトリック教会の布教活動であった。

布教の対象は、先住民である。そのためには先住民の居住空間である内陸部に進出し、布教拠点つまり〈カトリックの教会堂を核とした聖職者とスペイン人の居留地＝都市〉を建設する必要がある。この拠点は、宗教だけでなく経済・政治にまでおよぶ祭政一体的な領域支配の中心でもある。しかも当初から先住民集団をもとめて内陸都市として建設されていく²¹⁾。これらの点でスペイン植民地支配は、臨海港市の確保とそこでの交易機会の追求という重商主義的なオランダ・イギリスとは異なる。この違いは、とりわけ植民地化の初期段階において顕著であった。その結果、スペインにとっては内陸部での都市建設は植民地支配の必須的な前提であり、植民地支配の展開は、港市だけでなく内陸都市をふくむ都市ネットワークの構築を伴っていた。

現地での都市建設の担い手は、カトリック修道会であった。1564年にスペインがフィリピンの植民地化に本格的に乗り出したとき、初代総督レガスピは5人のアウグスティノ会修道士を伴っていた。77年になってフランシスコ会が参入するまで、同会がフィリピンでの布教活動を独占する。当時の修道士は聖職

者であると同時に、教会や街路などの建設に必要な建築また土木に通じた技術者でもあった。サルセドに随行して1574年にビガンにやってきたのも、アウグスティノ会修道士であった。

スペインの同修道会本部は、布教拠点となる都市は「交通の便のよい川辺か海辺に建設さるべし」と会令で述べている²²⁾。この会令と関連させて、川辺つまり河流との関係から、ビガンの Site 的な立地をみよう(図1)。カガン川流域との分水嶺にあたる中央山脈から南西流してきたボキド(Boquid)川は、ビガンの地点でゴヴァンテス(Govantes)川とメスティーソ(Mestizo)川との2つに分流する。その分流点を都市域の北東コーナーとし、そこからほぼ西流するゴヴァンテス川左岸を北辺とし、またほぼ南流するメスティーソ川右岸を東辺として、ビガンは建設された。両分流は、ともにビガンから3～5 km 下流で南シナ海に注ぐ。川流との関係でのビガンの選地は、アウグスティノ会の会令に忠実である。

分流点と分流河川の周辺を歩きまわりつつ、私は、タイのアユターヤーを想起した。つまり、この河川と都市の位置関係は、アユターヤーと類似ではないかと。もちろんビガン旧市が河川で画されているのは北と東のみであるのに対して、アユターヤーは河川が囲繞する川中島を都市域としているという相違はある。また都市の規模も、横綱と十両以下くらいの格差がある。しかし都市域の北東端で、上流から流れてきた河川が二つの川に分流するという点は、まったく同じである。アユターヤーでは、北東から流れてくるロップブリ川とパサク川がここでいったん合

をもつ村落」であったとすると、その「港」は下流の南シナ海に面していたにちがいない。前述のゴヴァンテス川の河況から、外港はおそらくメスティーン川の河口に所在していたと推定できる。このことを確かめるために、同川の河口部を歩くことにした。

河口部近くには **Cacayan** という町がある。さらにその先に進むと、**Barrio Faurte (Puerte)** と併記された臨海集落があった。その名は、ともにスペイン語を語源とする地名であろう。**Faurte** は **Fuerte** (「要塞」)、また **Puerte** は **Puerto** (「港」) に由来するであろう。かつてここに「要塞と港」があり、モルガのいう「村落兼港」の「港」はここを指しているであろう。

南シナ海に面した砂浜海岸には、多くの漁船が引きあげられている。それらは、船体の両側に一对のアウト・リッター (舷外浮材) をもつ複舷外浮材船 (**double outrigger**) ばかりである。このタイプの舟は、南西太平洋でマレー系海民によって発明されたものだ。まさに東南アジア海域世界の所産だ。彼らのインド洋さらにはマダガスカルへの進出と拡散によって、複舷外浮材船はインドの西海岸からアフリカの東海岸までにも分布していく。インド・マラバル海岸やケニア海岸でみた同型漁船の記憶を辿った。

インド洋海域世界で見るとくらべて、ここだけでなく東南アジア海域の複舷外浮材船は、全体として船体がいかに細身にできているように見える。多島海であるがゆえに波静かな東南アジア海域世界では、おなじ複舷外浮材船であっても、安定性よりも高速性を指向しているからであろうか。大洋そのものを航行しなければならないインド洋海域で

は、なによりも舟の安定性を重視しなければならない。そのためインド洋海域世界では、船体はやや太身とならざるをえないのであろう。また **Virgin Mary** という船名を船端に大書している舟が多いのも、印象的だった。それからもフィリピンが、カトリック世界のなかでも、とりわけマリア信仰の強いラテン圏に属していることを実感した。諸都市で、**Nuestra Senora (Our Lady)** に献堂された教会が多いのと軌を一にする現象である。

Barrio Faurte の海岸には、南シナ海に面して砂浜が続き、メスティーン川はそこから延びる砂州によって盲流し、河口を狭められて外海に注いでいる。そのため砂州の内側には、内水面が後背湿地と一体化して広がっている。このような地形と内水面の組み合わせは、とりわけ眼前にある舷外浮材船や小型帆船の時代には、港湾成立のための好条件であった。マニラまたマラッカやゴアも、河口部の内水面を大規模にした港湾である。帆船時代の代表的な港市の立地には、こうした共通した地形的特徴がある。

しかしこのような条件が良港成立に好適であったのは、あくまでも帆船時代であった。木造帆船の時代には波静かな河口部内水面は、輸送施設としての港湾の立地に好適であっただけでなく、台風の際の避難場所、吹送風の風向変化を待つための風待ち場所、またその風待ちの期間を利用して船体の修理や補修をおこなう場所でもあった。船体の小さな帆船の場合には、その河口部内水面は小規模でもよかった。モルガのいう「村落兼港」の港の位置は、この河口部内水面であったにちがいない。

ビガンが中国系メスティーンによって再建

されるのは、19世紀後半である。その頃は、海上交通の帆船から大型蒸気船への転換期にあった。その転換は、同時に、港湾立地のより恵まれた地点への収斂という選別をともなっていた²³⁾。大型蒸気船への転換期には、メスティーン川の河口部内水面はもはや港湾立地の場とはなりえなかったであろう。そのことを確認するために、例によって中国陶磁片の採集を試みた。残念ながら、かつて港湾があったとすればここであろうと思われる河岸で探したが、1片も見つけることはできなかった。複数の人に陶片を見せてどこかで見たことがあるかと尋ねたが、そんなものは見たこともないとの返事ばかりだった。もちろんビガンにも、中国陶磁が輸入されていた。私自身も、旧市の崩壊した家屋で清代の陶磁片を拾ったし、また州立博物館には清代のものが展示されていた。陳列に明代のものが無いのは、ビガンらしい。

これらのことを全体として考えると、中国系メスティーンによるビガンの再発展期には、メスティーン川の河口部は港湾としての機能をほとんどもっていなかったと推量される。ということは、この時期にはビガンの経済機能は、ルソン島のなかで一極集中的に近代的港湾施設を整備しつつあったマニラへの陸路による中継・集散が主であったということになる。とすれば、ビガン旧市のなかに周辺からの産品を集散する機能をもつ市場が存在したことになる。それは、どこにあったのだろうか。ここで、ビガンの都市建設について検討しなければならない。

III. ビガンの建設

サルセドがエンコメンデーロとして1574年にビガンを再訪したとき、彼はアウグスティノ会修道士たちを随伴していた。先住民のカトリックへの改宗だけでなく、ビガンの都市建設も彼らの仕事であった。その前年の73年にはフェリーペ2世によって「インディアスの発見・植民・平定に関する法令」²⁴⁾が施行されていた。同法令は、都市建設の指針条項をも含んだ包括的なインディアス統治法である。この場合インディアスとは、いわゆる新大陸にあたるヌエバ・エスパーニャだけではなく、フィリピンも含んだ概念であった。フィリピンは、インディアスの西端にあたるスペイン領として認識されていたのである。

サルセドのビガン再訪は法令施行の翌年であり、彼らとその都市建設指針を知悉していたとは考えにくい。しかし同法令での指針条項は、現在のメキシコ・シティをはじめとするヌエバ・エスパーニャでの都市建設の経験を踏まえて集大成されたものであった。同地での伝道・建設活動を経てフィリピンにやって来たアウグスティノ会修道士たちも、その経験の持ち主であった。1573年植民令の指針は、当時の都市建設におけるヌエバ・エスパーニャ的「常識」ないし「規準」を示すと考えられる。同法令の指針をもとにビガンが建設されたとは言えないとしても、その「常識」に照らしてビガンの都市建設と都市構成を考察することは可能である。

1. 1573年植民令の都市建設指針

同法での都市建設指針は、110条から137条に条文化されている²⁵⁾。ビガンは海岸からやや離れた内陸都市として建設されたので、

その都市建設の考察にあたっては、臨海都市に関する条項は直接的には関係しない。したがってここで対象とすべきは、以下に要約した内陸都市の建設に係わる諸条項である。数字は、同法での条項番号にあたる。また（ ）は、私注である。

110 新都市の建設予定地に到着すると、尺縄や直角定規を用いて測量のうえ、四角形大広場・街路・敷地割の建設計画を決定する。大広場を起点として街路が市門と主要街道に向かって延び、また十分なオープンスペースを確保して、都市が将来発展しても当初の対称性を保ちつつ拡張していけるようにする。

111 健康と防御の点からはやや高燥地を、農耕・牧地・燃材・木材・飲料水などの確保の点からは肥沃で広い土地を選地する。北方に開け、北風を受ける所がよい。

113 大広場の規模は居住人口に比例し、また将来の人口成長を想定して計画する。その規模は、幅 200 × 奥行 300 フィート以上、幅 300 × 奥行 800 フィート以下とする。均斉のとれた中位規模の大広場は、幅 400 × 奥行 600 フィートである。

114 (四角形の) 大広場の各辺中央から各 1 本の基軸街路、四隅のコーナーからは大広場の縦・横両辺を(外方に)延長させた各 2 本の街路が派出する(したがって大広場から派出する街路数は、基軸街路 4 + 隅角街路 8 の計 12 本となる)。

115 大広場と 4 基軸街路はアーケードで覆われるが、大広場の四隅から出る 8 本の街路にはアーケードはない。

116 寒い気候の所では街路幅を広く、暑い気候の所では街路幅を狭くとする。しかし

防御のため、また馬を利用する場合には、街路幅は広い方がよい。

118 都市内には、やや距離をおいて諸処に小さいが均整のとれた小広場を造り、それに面して司教座教会・小教区教会あるいは修道院を建設し、宗教の教義が都市内に広く伝わるようにする。

120 大・小の広場と街路の配置が決まると、敷地割をおこなう。最初に司教座教会・小教区教会あるいは修道院の建設位置を定め、それらには敷地割の区画全域を充当する。同じ区画内に他の建造物を併設できるのは、それによって利便と美観が高められる場合のみに限る。

121 それらの建設位置が定められると、直ちに、王室評議会堂・市庁舎・税関庁舎・武器庫の場所と位置を定める。これらの建造物は、教会または港の近くに建てられる。(そうすることによって)有事の際には互いに協力して防衛に当たることができ。貧民用また非接触伝染病患者用の病院は、教会に接して建てられる。

122 屠殺場・養魚場・皮なめし場などのゴミを排出する諸施設の敷地割と位置は、ゴミ処理が容易な所に設定する。

123 港から離れた内陸都市は可航河川の岸边に建設するが、できれば北岸そいがよい。先述のゴミ排出施設は、すべて都市から距離を隔てた河岸ないし下流の海方向に追いたてるような位置に建設する。

124 内陸都市の場合には、教会を広場には建てないで、他の建造物から離れた単独建築として建造し、周囲からよく望見できるようにする。その方が一層美しいし、尊崇を集めることができる。できればやや高所

に建て、石段を昇って教会の玄関に行きつけるようにするのがよい。教会の近くか、教会と大広場との間に、教会の壮大さを引き立てるように王室評議会堂・市庁舎・税関庁舎を建てる。貧民病院は北向きに建て、南側を開放空間とする。

125 河流のない内陸都市の場合にも、上記の計画を採用して建設する。

126 大広場に面する敷地は個人の私的用途には割り当てず、教会・王室評議会堂・市庁舎および商人の店舗兼住宅の用地に当て、これらを最初に建設する。公共建造物の建設のために住民に寄付を求め、商人には適切な額の税を課する。

127 大広場まわりの残余の敷地は、抽選で大広場周辺の建造物建築権者に与えられる。さらに残余の敷地が発生すれば保留地とし、将来の都市来住者などに与える。これらの効果的な実施のためには、常に事前に都市計画を策定しておかなくてはならない。

128 都市計画と敷地割当が完了すると、居住者は、可及的すみやかに大広場をとりまく防御柵ないし防御濠を共同して建設する。

129 各都市には公有緑地が割り当てられる。人口が将来増加しても、公有緑地は、住民には十分なリクリエーション空間の場を、また家畜には私有地に近づくことなく放牧できる場を、ともに提供できる規模とする。

130 公有緑地に接する地は、食肉用のウシ・ウマ・その他の家畜用の、また居住者が法によって飼育義務を負う一定数の家畜用の牧地に割り当てる。残余の土地は細分

して、耕作者に割り当てる。灌漑地は、くじ引きで最初の居住者に同じ割合で配分する。さらに余った土地があれば、今後の来住者のために留保しておく。

131 耕作地の配分を受けると、直ちに持参してきた種子を播種して耕作にとりかかる。家畜を連れて来住してきた者も、ただちに牧地に放牧し、飼育と繁殖にとりかかる。

132 耕作や家畜飼育の見込みが立つと、それに従事する者は、堅固な基礎と壁体を備えた住宅の建設に着手する。早く安く建設できるように、日干しレンガを作るための型枠や厚板、その他の道具を提供する。

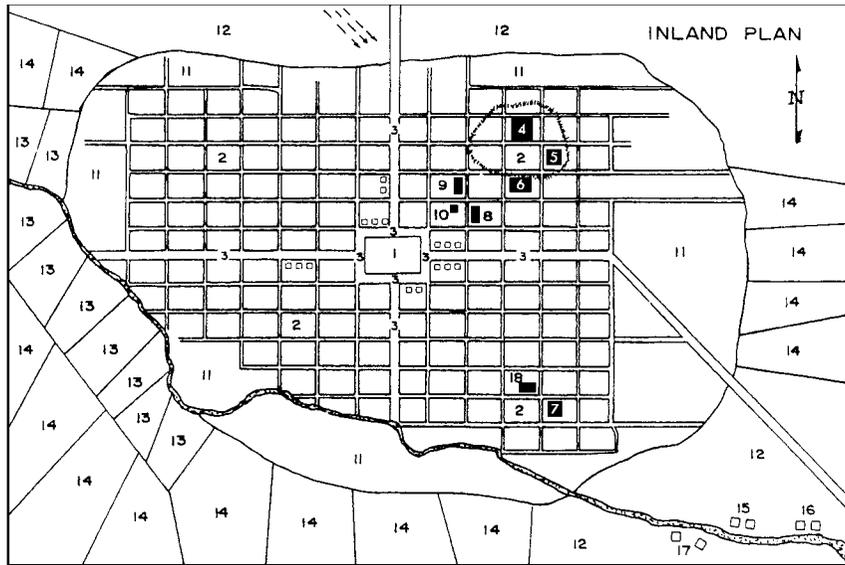
133 敷地割もそこに建つ住宅も、居間が南と北からの最良の風を受けうるように設計する。そうしておく、各住宅は外部からの侵入者また騒擾者に対する防御施設・要塞としても機能しうる。

134 居住者は、できうる限り、都市美観の維持のため建造物を統一するように努める。

135 都市建設執行者・建築家また総督代理者は、忠実に上記指針の実現と迅速な都市建設に努力しなくてはならない。

2. 1573年植民令からピガンをみる

上記 1573 年植民令の都市建設指針は、選地・都市計画・街路設計・建築仕様・農用地配分など多岐に及ぶ。同指針にもとづいて建設されるべき内陸都市を模式化すると、図 2 のようになる。指針には、特定都市の現景観からは推量しえない指針・訓示（たとえば 116・122・125・127・131・132・135）また二次的効用の指摘（133）も含まれている。これらと農用地配分指針（129・130）を除外して、



- | | | |
|--------------------|---------|--------------|
| 1 大広場(Plaza major) | 7 感染症病院 | 13 灌漑耕地 |
| 2 広場 | 8 税関 | 14 耕地 |
| 3 屋根つき街路 | 9 兵器庫 | 15 と殺場 |
| 4 大聖堂 | 10 裁判所 | 16 皮なめし場 |
| 5 非感染症病院 | 11 共有地 | 17 漁業場 |
| 6 修道院 | 12 放牧地 | 18 小教区教会・修道院 |
- 店舗 〰 小丘 〰〰〰 卓越風

図2 1573年植民令の建設指針によるスペイン植民都市のモデル化ーリードによる

内陸での都市建設と都市構成に係わる諸条項を参照しつつ、ビガンの都市形態・景観について考察する。

まず選地にかかわる条項として、111と123がある。このうち111は、ビガンにも妥当する。しかし大きく異なるのは、123が述べる河流との関係である。ビガンは、指針がいう西流する河流の北岸そいではなく、南岸に建設されている。すでにSite視座からの考察で述べたように、ビガンの選地は分流地点と両分流河川を外囲とする方針でなされている。それによって水運路としての河川利用と防御のための河川崖利用が可能となり、その位置決定は合理的であったといえる。

ビガンの街路構成と敷地割を、図3に掲げる。まず街路について検討すると、それに関係する指針は110・114・115である。ビガンでも、建設当初に110が述べる街路計画が策定された。しかし114・115のいう大広場で十字に交叉する基軸街路は、ビガンでは設定されていない。旧市中心部でグリッド・パターンを構成する交叉街路については、山口などの計測結果がある²⁶⁾。中心部に限定して街路の平均幅員をみると、東のキリノ通以西の南北街路5本が8.43m、北のフロレンティーノ通以南の東西街路5本が9.06mとなり、かなり似かよった数値を示している。このことは、1573年植民令が掲げる基軸街路と一般



| | | | |
|-----------------------|------------------|-------------------|--------------------|
| 街 路 名 | | | |
| ① Burgos St. | ② Florentino St. | ③ Bonifacio St. | ④ General Luna St. |
| ⑤ Salcedo St. | ⑥ Mabini St. | ⑦ Encarnacion St. | ⑧ Liberation St. |
| ⑨ Diego Silana St. | A Queson Av. | B Sikatuna St. | F Crisologo St. |
| C Jacinto St. | D A. Reyes St. | E Prolaridel St. | I Quirino Bd. |
| G V. de Los Reyes St. | H Calderon Bd. | | |

図3 ビガン旧市中心部の街路と敷地割 (縮尺: 約 1/6, 850)

街路とを区別する計画が、ビガンにはなかったことを意味する。ただ前掲の数値はあくまでも平均であって、同じ街路でも地点による幅員の変動は大きい。建設当初に一定幅員で計画されたとしても、その後の歴史のなかで

街路幅員も変動していったのであろう。

つぎに図3が示すグリッド・パターン的な街区編成についてみよう²⁷⁾。街路幅員を検討したのと同じ範囲をとりあげて、街路間の心々距離で街区規模を計測すると、その変動

幅は小さく、辺長 83 m 前後の正方形のブロックが多い。この時期のスペインにおける標準的な丈量単位は身体尺度をもとにするもので、「手のひら (palma)」・「足 (pie)」などを原単位としていた。それらの標準的な上位単位としては、「細長棒 (vara)」があった。これらの関係は、1 ヴァラが 3 ピエまたは 4 パルマに相当した。1 ピエ = 0.279 m なので、1 ヴァラ = 0.837 m となる。前述のとおり街区の心々間距離は 83 m 前後であるから、ビガンのグリッド・パターンは、1 辺 = 100 ヴァラの規則的な正方形分割を基準として建設されたことになる。これを外法として、街路幅を含めて考えると、前述のとおりその平均幅員 8.43 m ないし 9.06 m であった。この数値も、当初は 10 ヴァラの幅員で街路が計画・建設されたと推定させる。このようにビガンは、ヴァラという当時のスペインでの標準尺度単位を街路幅では 10 倍、また街区辺では 10 の 2 乗倍するという統一的な規格をもつグリッド・パターン都市として建設されたのである。

さらに指針 115 は、基軸街路をアーケードで覆うことを述べる。この「アーケードで覆われた街路」とは、地中海世界のバーザールに広くみられる屋根付き商店街路——英語では covered bazar とよぶ——のことであろう。その効用は、通路に屋根があるために暑熱また寒冷、風雨、日射、塵埃などの侵入を防止できるだけでなく、通路両端の入口門扉を閉ざすと、たとえ個々の店舗を施錠しなくてもバーザール全体を完全閉鎖できるという安全性にも優れている点にある。こうした covered bazar は、西はスペイン・モロッコから東はインドのデリーまで分布する²⁸⁾。し

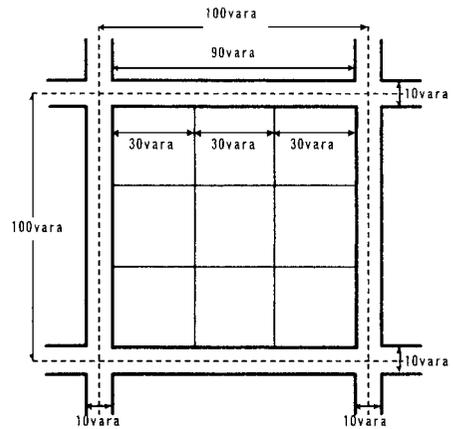


図4 ビガン中心部の街区内部敷地分割の模式図 (山口ほかによる)

かしフィリピンを含む東南アジアにはない。ビガンにも、アーケードで覆われた街路は存在しない。指針条項 115 は、基軸街路の点でも、またアーケードの点でも、ともにビガンには妥当しない。

1573 年植民令は、敷地割の指針を 110・120・133 で規定している。しかし分割の方法と規模については規定していない。図 4 によって、前述のグリッド・パターンの範囲をとりあげて、正方形ブロックの各辺に間口をもつ敷地区画の数を検討すると、圧倒的に多いのは 3 である。つまりグリッド・パターンの正方形街区を $3 \times 3 = 9$ に等分する原則をそこに読みとりうる。先述のように街区幅が 100 ヴァラ、街路幅が 10 ヴァラで分割されているとすれば、街区辺の内法 90 ヴァラを 3 等分して 30×30 ヴァラ = 25.1×25.1 m、つまり約 630.1 m^2 の敷地面積からなる計 9 区画に分割する方式が採用されていたと推量できる²⁹⁾。ビガンは、敷地区画においても、規則的な街区・街路建設計画に対応した画一的な分割が採用されていたといえる。いわば

等方的な敷地分割であって、それは、指針 133 が述べるような南北への非等方的な方位バイアスをもつ分割とは無縁であった。

指針 134 は、町なみ景観の統一を述べる。現在のビガンの都市景観は、これにしたがっている。ビガンの旧市は、タガログ語でバハイ・ナ・バト (bahay na bato 「石の家」の意) とよばれる石造 (木骨レンガ造) 2 階建て家屋が建ちならぶ景観を誇る。バハイ・ナ・バトの建設は 17 世紀中期に始まるが、ビガン旧市がバハイ・ナ・バトで充填されるに至ったのは、19 世紀後半から 1930 年代にかけてである。その建設の主たる担い手は、当時、ビガンの活発な経済活動を手中に収めていた中国系メスティーソであった。その建築ディテールには、スペイン的要素のなかに中国的な要素も見いだすことができる。現在でも 188 棟の歴史的バハイ・ナ・バトが現存し³⁰⁾、それが、ユネスコ世界遺産登録を実現させた原動力であった。

このようにバハイ・ナ・バトの建築時期とビガンの都市建設の時期との間には、3 世紀のずれがある。都市建設当時のビガンの町なみ景観は、すでに述べた当時の人口状況からして貧弱かつ粗密なものであったにちがいない。すでに 1573 年植民令にもとづく建築指針が周知の状況になって以降に、ビガンのバハイ・ナ・バト群が建築されるに至ったこと、それが、統一的な都市美観を生みだした要因であったであろう。したがってこの点での 1573 年植民令との対応性は、ビガンの都市建設とは異質なものとしなければならない。

残る指針条項は、いずれも広場および教会その他の公共的建造物の配置に係わるもので、条項 110・113・114・118・120・121・124・

128 が、それにあたる。これに関連する条項の多さは、いかにスペインが広場と教会を含む公共建造物を重視して植民都市建設にあたるろうとしたかを物語る。これらについては、章をあらためて述べることにしたい。

IV. 2 つの広場——Plaza Salcedo と Plaza Burgos

ビガン旧市には、大小 2 つの広場がある。その名称は、北の大広場が Plaza Salcedo、その南東角に接する小広場が Plaza Burgos である。ともに人名に由来するが、前者の大広場は、メキシコでの Zócalo、スペインでの Plaza Mayor にあたるとされる。

山口などは、ビガンは「プラサを近接して二つ持っており、中南米都市とは異なる」³¹⁾と述べる。たしかにそうだろうと思う。しかし後述するように、この 2 つの広場は、あきらかに異なった機能をもっていた。スペイン植民都市でおなじ機能をもつ広場が隣接することは珍しいかもしれないが、機能を異にする広場同士、あるいは広場と大きな公開空地をもつ施設とが隣接しあうことはあるのではないか。たとえば前者の例として、メキシコ最初の銀山都市タクスコ (Taxco) での記憶がうかぶ。

1. 「Plaza Salcedo は大広場 (Plaza Mayor) か」

この大小の両広場を、1573 年植民令の指針条項と対比させてみよう。条項 110・118 は、都市内に大広場と小広場を建設するとしている。これは、ビガンに妥当するようである。しかし同時に指針 110 は大広場が都市の中心的位置に建設されるべきこと、また同 118 は、

小広場が大広場から距離を隔てて造られるべきことを述べている。これらは、ビガンには妥当しない。指針とは異なって、大広場は旧市の北端に位置し、それに接して小広場がある。またヌエバ・エスパーニャさらにはインディアスでの都市建設の規準となったメキシコ・シティーの場合にも、Zócaloは「歴史都市 (ciudad historica)」とよばれる旧市中央部にある。

公共広場というスペインがもっとも重視した都市施設の所在位置に関して、ビガンは逸脱しているといえる。この問題について考えるためには、広場と公共建造物との関係を定めた条項 118・120・126 を採りあげなくてはならない。まず条項 118 は、教会をはじめとする公共建造物が小広場空間に建設されるべきことを述べる。条項 120・128 は、公共建造物として具体的に司教座教会・小教区教会・修道院をあげ、また広場空間での個人の私的用途への分譲を禁じている。ビガンの大広場 Plaza Salcedo には、東辺には司教座教会＝聖パウロ大聖堂 (Catedral)、北辺には修道院 (Convento) と司祭館、西辺には州政庁 (Cantol)、南辺には市庁舎 (City Hall、スペインなら Ayuntamiento) が建つ。つまり条項 118 などがいう小広場と公共建造物の結合が、大広場 Plaza Salcedo において実現されているのである。

図 2 の模式図は、中心の大広場 Plaza Mayor から離れた北東方に、公共建造物に囲繞された小広場を図示している。それは、ビガンの大広場 Plaza Salcedo が、建設位置また公共建造物との結合の点でも、指針条項 118 にいう小広場にあたることを意味する。つまりビガンにおいては、都市中心部に建設されるべき

本来の大広場 Plaza Mayor が建設されなかったこと、もう 1 つの小広場 Plaza Burgos が存在すること、この 2 つが相乗しあって Plaza Salcedo を見かけ上の「大広場」たらしめているという。実体的には Plaza Salcedo は、1573 年植民令の指針条項が述べる小広場に相当する存在なのである。

ここから 2 つの問題が発生する。第 1 は「なぜスペイン本国都市また同植民都市を特色づける中心大広場がビガンでは建設されなかったのか」、また第 2 は「なぜ小広場 Plaza Burgos が Plaza Salcedo に接するように存在するのか」という問題である。

第 1 の問題は、ビガンの建設と初期過程とに係わっている。最初にここに布教と統治の拠点建設に着手したのは、アウグスティノ修道会士たちであった。彼らにとって指針となったのは、同会の会令であった。同会令は、前述した「交通の便のよい川辺」に教会・司祭館・修道院・神学校を建設して、周辺地域住民への布教中心とすることを述べるのみで、都市建設にはふれていない。アウグティノ修道会士たちは、会令をもとに「交通の便のよい川辺」に布教中心を建設することに努めたのである。彼らが来訪した前年には 1573 年植民令は施行されていた。彼らは来訪時には同法の都市建設指針を知らなかったとしても、時間とともにそれを知悉していったであろう。しかしすでに述べたヌエバ・セゴビア市の台頭によるビガンの港市としての発展阻害、同市への司教座教会の移転などによって、ビガンは休眠状態に入る。その結果ビガンにおける都市建設は、グリッド・パターンにしたがった街路区画・敷地割といった都市基盤建設以上には進行しえなかった。それは、当

然、中心広場 Plaza Mayor の建設挫折を意味する。

2. 「Plaza Burgos の機能はなにか、なぜ隣接しているのか」

第2の小広場 Plaza Burgos をめぐる問題は、「Site 視座からビガンを見る」の最後に提起した市場 (market place) の問題と係わる。1573年植民令は、商業施設に関しては、条項 126 で商人の店舗つき住宅つまり shop house について述べるのみである。条項 115 の基軸街路を覆うアーケードは、すでに推量したように、おそらく covered bazar 的な商業街路に係わるものであろう。しかし两条項は都市居住者のための小売店舗について語るのみで、集散・中継を行なう卸売商業機能の立地は不問に付している。この点でも 1573年植民令の目指す都市建設が、寄生的・消費的な植民都市の創出にあることがよく分かる。

既述したように、19世紀後半からビガンはタバコの集散・中継機能の集積によって経済的再生を達成していく。その過程は、当然、市場の整備を伴っていたはずである。ビガンの市街図には、旧市西方の街区ブロックに「旧市場 (Old Market)」と記入したものがある。その位置は、世界遺産登録地区にあたる「歴史的核心 (Historic Core)」と「緩衝地区 (Buffer Zone)」のいずれにも属さない外方である。つまり「旧市場」は、ビガン旧市の建設時期よりも後に、1573年植民令の指針とは無関係に設置されたと考えられる。「旧市場」があったとすると、それに代わる「新市場」が存在していたはずである。それは、どこにあったのだろうか。

この問題に接近するために、Plaza Salcedo と Plaza Burgos を比較しよう。その形態はと

もにゆがんだ四辺形であるが、周回街路をのぞいた規模では、Plaza Salcedo が東西 148 ～ 154 m・南北 64 ～ 72 m、Plaza Burgos が東西 87 ～ 120 m・南北 87 ～ 95 m ほどである。その形態・規模・縦横比のいずれをとっても、1573年植民令の条項 113 とは対応していない。また Plaza Salcedo が、聖パウロ大聖堂や州庁舎をはじめとする祭政一体の威信顕示のための広場であり、それゆえに本来の都市がもたなければならない経済機能を欠落させた空間であることは前述した。その経済機能を担っていたのが、Plaza Burgos であったろうと推量する。つまりここがビガンの「新市場」であり、経済活動の核であったであろう。そのように考えるのには、いくつかの根拠がある。

まず Plaza Burgos をとりまく四辺には、威信顕示のための施設がないことである。北は大聖堂に接続しているといっても、そこには遮断壁となる石塀が連なるのみである。地図をみると、Plaza Burgos の東辺と南辺には町家的なロットの宅地割が連担している。しかし威信顕示的な建造物の欠落だけでは、Plaza Burgos が経済活動の核であったとする根拠にはならない。そこが経済活動の核であったと推量する理由は、2つある。

1つは、Plaza Burgos の所在位置である。ビガンの選地にあたって、ここが上流からのボキド川の分流点にあたることを重視したであろうことは、すでに指摘した。それは、内陸地方からビガンへの舟運路としてボキド川がもつ機能の重視である。宗政一体的施設で充填された旧市北東部にあつて、ボキド川の分流点にもっとも近接した位置を占めているのが Plaza Burgos である。さらに、その分流点

近くで、北方と東方からの道路が橋を渡って市中に通じている。これらの水運路と陸運路がともに収斂するところに、Plaza Burgos が位置する。そこは、周辺からの諸產品の中継・集散つまりビガンの経済活動の遂行にあたって、もっとも好適な場所であったといえる。

もう1つの理由は、Plaza Burgos 周辺の街路の走向である。ビガン旧市中心部の街路形態は、グリッド・パターンを基本としている。そのなかにあって、例外が1つある。それは、クリソゴロ (Crisogolo) 通である。そこは、ビガンの最も富裕な商人層のバハイ・ナ・バトが軒を連ねる目抜き通であり、もとは、ここだけが砂岩の舗石を敷きつめた特別な街路でもあった。同通も、他の南北走る道路とおなじように、東15度前後の偏角ではほぼ直走する。しかし Plaza Burgos から1街区南方を東西走るボニファシオ (Bonifacio) 通をすぎると、急に西方に曲走して西隣のプラリデル (Praridel) 通と合体する。その合流点の三角地には、いまはフィリピン女性の坐像彫刻が置かれている。クリソゴロとプラリデル両街路は、ビガンの経済活動の担い手であった大商人たちが集住する目抜き通である。この2つの繁華街路が Plaza Burgos の南東隅で合流するという事実は、計画建設都市にあっては決して偶然とはいえない。

このビガンの街路形態のなかで類例のない特異点に立ちつつ、私は、インドのパンジャブ州南端のインダス文明都市、カリバンガン (Calibangan) を思い起こしていた。カリバンガンは、西に城砦、東に市街地をもつ都市遺跡である。東方の市街地はレンガの市壁で囲まれ、その北西端に市門が開いている。内部には、4本の南北道路が確認されているが、そのうち

最西のものはほぼ直進して市門に達している。その東隣の街路は、市街地の南部と中部では最西路と一定の間隔を保ちつつ平行走していくが、市街地の北端部になると、西へと曲走して最西路に合流する。その結果、2つの街路は一体化して1本の道路となって市門を通過することになる。いいかえれば、市門というもっとも基本的な都市施設の存在が、街路の曲走と合体を生みだしているのである。つまり、合流点に所在する施設と街路形態の変化との間に密接な関係が存在するということである。

これとおなじことが、ビガンのクリソゴロ通にもあてはまるのではないか。同通は、前述したとおり、ビガンの交易・商業機能を担っていた最重要街路であった。とすると、その役割と密接な関係にある機能が、同通のプラリデル通への合流点つまり Plaza Burgos に存在していたと考えられる。それは、ビガンの周辺地帯からの諸產品の集散機能であろう。いいかえれば、それらを集散する市場 (Mercado) であろう。もちろん、この市場は、諸產品の中継・集散に特化した問屋商業に係わるものであったであろう。ここで取引された產品が、バハイ・ナ・バト1階の倉庫へと運搬され、格納されていったのであろう。Plaza Burgos が、市の北東方から流入してくるボキド川と、クリソゴロ通に代表される問屋商人街との両者を結合させる交換・結節機能の場であった。そのゆえに、同広場は市街地の北東部に所在しなければならなかったのである。結果として Plaza Burgos は、祭政一体的な Plaza Salcedo に隣接した位置に建設されることになった。そして2つの広場が接続するという、スペイン植民都市ではあまり類

例のない構成が、ビガンで成立したのであろう。しかし両広場の間には、機能と役割に関する明瞭な相違が存在していた。

付言すれば、Plaza Burgos が卸売的な問屋商業に係わるとすれば、当然、都市住民を対象とする食品・雑貨などの日常消費財の小売市場があったに違いない。それは、どこに所在していたのであろうか。それを考える際に、現在も、前述のクリソゴロ通とプラリデル通の合流点を頂点とする三角形街区の南半部に、市場建築が存在することに注目したい。それは、いまはスーパーマーケットとなっているが、その建築様式から考えて、もとは近隣商業施設であったとおもわれる。もしそうであるとすれば、Plaza Burgos 一帯は、ビガンの基盤的問屋商業活動と生活維持的小売商業活動の両者を併せもつ経済核心であった。

V. おわりに ビガンの都市構成—複合社会的編成のミニアチュア

以上のように考えると、ビガンの都市構造ないし機能分化が明瞭にうかびあがってくる。それは、つぎのような空間的分化をともなっていた。

- 1) 祭政一体の威信顕示空間としての Plaza Salcedo
- 2) 交易・物流機能の活動核としての Plaza Burgos
- 3) 富裕問屋商人層の職住空間としての旧市東部のグリッド・パターン地区
- 4) その西方にひろがる住居地区

この4分化は、エスニック集団間のセグレーションとも対応していた。1) はスペイン人の空間、2)・3) は中国系メスティーソの空

間、4) はイロコス先住民の空間であった。各空間セグメントが、機能だけにとどまらずに、エスニシティの差異にもとづく住み分けをともなっていたこと、いいかえれば複合社会の空間的表出であったこと、それが、ビガンにおいても観察されるのである。つまりビガンは、小規模地方都市ではあるけれども、都市空間の分化においても、東南アジア複合社会都市の典型的な事例を提供するといえる。

なおドイツ中世都市の「地誌的二元性」論を参照系とするスペイン植民都市の形態論、また建築構成素におけるフィリピン・中国・スペイン諸要素の弁別・検出などは、紙幅の関係から割愛する。

〔付記〕本調査は文部科学省・科学研究費助成・基盤研究(A)(2)「植民都市の起源・変容・転成・保全に関する研究」(研究代表者・布野修司)によって実施した。調査に際しては、京大大学院アジア・アフリカ地域研究研究科に在籍中の山口きよ子さんから事前にビガン市街図の提供をうけ、またマニラからはフィリピン大学留学中の同研究科細田尚美さんの同行を得た。

注

- 1) ここでいう 1573 年植民令とは、同年にフェリーペⅡ世によって公布された「インディアスの発見・植民・平定に関する法令」を略称したものである。
- 2) マガリャンイス、長南実訳『最初の世界一周航海』(大航海時代叢書Ⅰ所収)、岩波書店、1965、533頁。
- 3) モルガ、神吉敬三訳『フィリピン諸島誌』(大航海時代叢書Ⅶ)、岩波書店、1966、39頁。
- 4) Villalón, A. F. "The nomination dossier for the historic town of Vigan", UNESCO National Commission Philippines, 1996, pp. 4~5.
- 5) マガリャンイス、前掲書、542頁。
- 6) Reed, R. R., "Colonial Manila, The context of Hispanic urbanism and process of morphogenesis", Univ. of California Pr., Berkeley, 1978, p. 5.
- 7) モルガ、前掲書、333頁。
- 8) モルガ、前掲書、33頁。

- 9) Alonzo, R. & Nicetas, F. “*An inventory of 120 Ancestral Houses in Vigan, Ilocos Sur, Philippines*”, Save Vigan Ancestral Homes Asso., Vigan, 1996, pp. 10 ~ 11.
- 10) モルガ、前掲書、46 頁訳注。
- 11) モルガ、前掲書、45 頁。
- 12) モルガ、前掲書、387 頁。
- 13) モルガ、前掲書、302 頁訳注。
- 14) モルガ、前掲書、52 頁。
- 15) Reed, *op.cit.*, p. 83.
- 16) モルガ、前掲書、362 ~ 366 頁。
- 17) Legarda, B. J., “*After the Galleons, foreign trade, economic change and entrepreneurship in the nineteenth-century Philippines*”, Ateneo de Manila Univ. Pr., 1999, p. 82, pp. 176 ~ 177.
- 18) Wickberg, E., “*The Chinese in Philippine Life*”, Yale Univ. Pr., New Heaven, 1965, pp. 62 ~ 63.
- 19) *ibid.*, pp. 98 ~ 99.
- 20) 池端雪浦「フィリピンにおける植民地支配とカトリシズム」石井米雄編『東南アジアの歴史』（講座東南アジア学4）所収、弘文堂、1991、220頁。
- 21) Reed, R. R. “*City of pines: The origins of Baguio as a colonial hill station and regional capital*”, Univ. of California Pr., Berkeley, 1976, p. 12.
- 22) Nieto, M., “The work of the Augustinians in Ilocos”, *Ilocos Rev.* 3-1 & 2, 1971, pp. 166 ~ 226.
- 23) 応地利明「ウイレムスタットとパラマリボ：植民都市の2 類型」布野修司編『近代世界システムと植民都市』所収、京大学術出版会、2005、408 ~ 430 頁。
- 24) 一般にインディアス法とは、インディアスに関する既往の法・法令・勅令・王令などを集大成し、1680 年にカルロス II 世によって承認、翌 81 年公刊の『インディアス諸王国の法集成』を指す。同集成の第 4 書が、「発見・平定・植民・スペイン人都市」にあてられている。その内容は、1573 年のフェリーベ II 世の「インディアスの発見・植民・平定に関する法令」を踏襲している（横山和加子「インディアス法にみるスペイン系植民都市の建設」中川文雄・山田陸男編『植民都市の研究』（JCAS 連携研究成果報告 8）、国立民族学博物館、2005、115 頁）。したがって、本論文でいう 1573 年植民令をインディアス法と言いかえることも可能である。
- 25) Reed, *op.cit.* (注 6), 71 ~ 73 頁に “*Prescription for the foundation of Hispanic colonial town, Philip II, July 3, 1573, San Lorenzo, Spain*” として、Nuttall, Z., “Royal Ordinance concerning the laying out of new towns”, *Hispanic Amer. Hist. Rev.* 5-2, 1922, pp. 249 ~ 254. が再録されている。本章での抄録は、同論文から重訳したものである。また脇田祥尚も、その抄訳を試みている（「インディアス法—スペイン植民都市計画の原理」布野修司編『アジア都市建築史』所収、昭和堂、2003、320 ~ 322 頁）。
- 26) 山口潔子ほか「ヴィガン（イロコス、フィリピン）の街区構成に関する考察」『日本建築学会計画系論文集』553、2002、212 頁。
- 27) 同上、213 頁。
- 28) 応地利明「バーザールの諸相」『大学と科学』公開シンポジウム組織委員会編『都市文明イストラムの世界』所収、1991、70 ~ 92 頁。
- 29) 山口潔子ほか、前掲書、213 頁。
- 30) National Museum, Republic of Philippines, “*Nomination of VIGAN by the Republic of Philippines for inclusion in the WORLD HERITAGE LIST*”, 1987, pp. 13 ~ 24.
- 31) 山口潔子ほか、前掲書、214 頁。